

## 改善箇所説明図

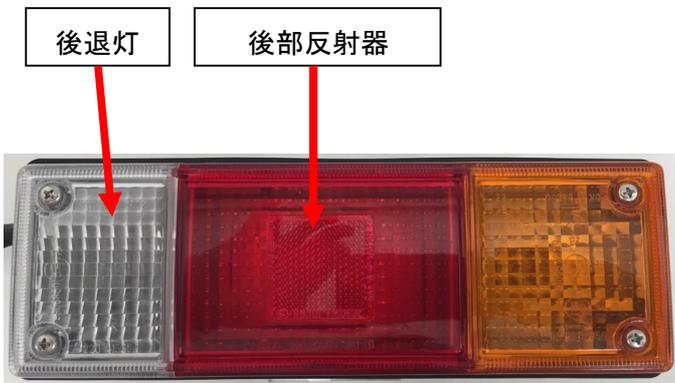


リヤコンビネーションランプ

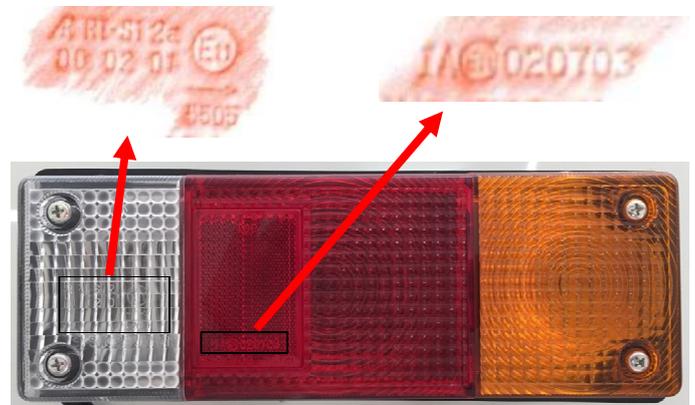
(後部反射器、後退灯)

灯火器  
ECE 認可番号  
(装置型式指定認可番号)

後部反射器  
ECE 認可番号  
(装置型式指定認可番号)



改善前



改善後

注：  は基準不適合部を示す

- ① 電源電圧が 12 V のテールゲートリフタ装着車の後部反射器において、選定が不適切なため、反射特性が基準値を満足せず、保安基準第 38 条の規定に適合しない。
- ② 電源電圧が 24 V のテールゲートリフタ装着車の後部反射器及び後退灯において、選定が不適切なため、後部反射器の反射特性、後退灯の配光特性が基準値を満足せず、保安基準第 38 条及び 40 条の規定に適合しない。

### [改善の内容]

- ①、② 全車両、リヤコンビネーションランプを改善品と交換する。

### [識別方法]

改善実施済車には、運転者席ドアロックストライカー付近に N o. 4159 の識別ステッカーを貼り付ける。